



## 記入上の注意

- 1 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。
- 2 この年金加入期間確認請求を行う事由について、「1 老齢又は退職」、「2 障害」、「3 死亡」のいずれかの番号、「年金加入期間」又は「合算対象期間」のいずれかをそれぞれ令でかこみ、提出先の共済組合名等をすべて記入してください。
- 3 ①の氏名欄には、戸籍上の氏名を記入してください。  
前に被保険者であった方が、その制度の被保険者でなくなったあとで戸籍上の氏名を変更した場合に限り、最後に被保険者でなくなった当時の旧氏名を記入してください。
- 4 ②の生年月日欄は、該当する元号を令でかこみ、戸籍上の生年月日を記入してください。
- 5 ③の個人番号（または基礎年金番号）欄には、個人番号（マイナンバー）または新年金手帳（基礎年金番号通知書）に書いてある基礎年金番号を記入してください。
- 6 ④の手帳記号番号等（厚生）欄について  
厚生年金保険の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（被保険者証）に書いてある厚生年金保険の記号番号を記入してください。  
農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間について確認請求をする場合には、組合員証に書いてある農林漁業団体職員共済組合の組合員番号を記入して下さい。  
④の手帳記号番号等（船員）欄について  
厚生年金保険（船員）の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（年金番号証）に書いてある厚生年金保険（船員）の記号番号を記入してください。  
④の手帳記号番号等（国年）欄について  
国民年金の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（国民年金手帳）に書いてある国民年金の記号番号を記入してください。
- 7 ⑤の履歴欄は、該当する加入制度を令でかこみ、令でかこんだ制度が  
・ 勤務先の名称、所在地及び期間についてできるだけ詳しく記入してください。  
また、厚生年金保険の第四種被保険者または農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員があった場合は、住所及び期間を記入してください。  
・ 船員の場合、船舶所有者の氏名又は名称（昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船舶に乗り組んでいた期間については、その船舶名及び船舶所有者の氏名又は名称）と所在地及び期間を記入してください。  
また、厚生年金保険（船員）の任意継続被保険者があった場合は、住所及び期間を記入してください。  
・ 国年の場合、加入当時の住所及び期間を記入してください。  
※ 合算対象期間を請求する場合、加入していた共済組合名等及び期間を記入してください。  
また、いずれの制度にも加入していない期間がある場合には、その当時の住所及び期間を記入してください。
- 8 年金手帳等の氏名又は生年月日が、戸籍上の氏名又は生年月日と違っている場合には、氏名変更（訂正）届又は生年月日訂正届を同時に提出してください。
- 9 配偶者の加入期間に基づく合算対象期間の請求をする場合には、配偶者の欄も記入してください。  
記入にあたっては、上記の事項を参考にしてください。
- 10 黒インクのボールペンで記入してください。

## 合算対象期間を請求する際に添えなければならない書類等

- 1 加入していた共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
- 2 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から障害・遺族年金を受給したことがあれば、その年金証書又はこれに準ずる書類の写し
- 3 配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合  
・ 婚姻年月日等が確認できるもの（戸籍謄本、抄本等）  
・ 配偶者が共済組合等に加入していたことがあれば、その共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書  
・ 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から老齢、退職を支給事由とする年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものは除く）又は障害年金を受給したことがあれば、その年金証書又はこれに準ずる書類の写し
- 4 学生期間に基づき合算対象期間を請求する場合  
・ 在学期間が確認できるもの（在籍証明書等）
- 5 国会議員及び地方議会議員に基づき合算対象期間を請求する場合  
・ 国会議員及び地方議会議員であった期間が確認できるもの
- 6 日本国内に住所を有さず、日本国籍を有していた期間に基づき合算対象期間を請求する場合  
・ 外国在留期間が確認できるもの（滞在国の日本領事館が発行した在留期間証明書、滞在国の政府が発行した居住証明書、戸籍附票等）  
・ 日本国籍を有していた期間が確認できるもの（戸籍抄本等）
- 7 日本国籍を有していなかった期間に基づき合算対象期間を請求する場合  
・ 日本への上陸許可年月日が確認できるもの（外国人登録済証明書等）  
・ 日本国籍又は永住権を取得したことが確認できるもの（外国人登録済証明書又は戸籍抄本等）

※「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

### <添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）